

自己申告制度利用方法の紹介

【輸出編／CPTPP】



2021年7月
財務省・税関
EPA原産地センター

本日の内容



日本国内の取引先（輸出者）から、「相手国取引先（輸入者）から『EPA特恵関税を利用したいから原産品申告書を用意してほしい』と依頼されているので、作成してほしい」と言われました。
どうしたらいいですか？

■ 産品：サウザンアイランドドレッシング

- HS番号 : 第2103.90号
- 輸出先 : ニュージーランド
- 製造工程 : 日本国内で下記材料を使用して製造
- 原材料 :
 - 01 植物性油
 - 02 ピクルス
 - 03 ぶどう糖
 - 04 トマトケチャップ
 - 05 醸造酢
 - 06 食塩
 - 07 卵黄
 - 08 レモン
 - 09 ウスターソース
 - 10 でん粉
 - 11 香辛料



輸出貨物のEPA利用のステップ

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

製品が原産品
であることを確認すること

5. 輸出面での原産地手続（※1）
（1）原産品申告書（※2）を作成
（2）証明資料を保存

輸入国税関に対して
製品が原産品であることを
申告すること

（※1）輸出者・生産者による自己申告の場合。相手国の輸入者による自己申告の場合には輸入者に情報を提供

（※2）CPTPP上は「原産地証明書」、経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律上は「特定原産品申告書」という名称で規定。

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

輸出貨物のEPA利用のステップ（目次）



1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認

製品が原産品
であることを確認すること

4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 製造工程を確認
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認
- 3 品目別原産地規則を満たさない材料が含まれているときは

5. 輸出面での原産地手続

- 1 原産品申告書を作成
- 2 証明資料を保存

輸入国税関に対して
製品が原産品であることを
申告すること

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2.

3.

4.

5.

6.

7.

1 HS番号（品目分類番号）とは

- HS番号とは輸出入の際に産品を分類する番号です。
- EPA税率、産品が原産品であるかを判定する基準は、いずれもHS番号に基づいて設定されています。

HS番号は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められた、輸出入の際に産品を分類するコード番号です。

桁数が増えるにつれ、より詳細に品目が特定されます。

HS番号は6桁からなり、世界200以上の国・地域で使用されており、輸出入共通です。

（各国、7桁目以降の国内細分を独自に定めています。
日本の場合は3桁で設定しており、輸入と輸出で異なります。）



サウザンアイランドドレッシングは、**第21.03項、第2103.90号**に分類されます。

HS番号 類（2桁） = 第**21**類

各種の調製食料品

項（4桁） = 第**21.03**項

ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード

号（6桁） = 第**2103.90**号

その他もの



**ステップ1
完了**

1. 輸入貨物のHS番号を特定

- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

HS番号の特定方法

- HS番号に関するお問合せは、各税関関税鑑査官部門でお受けしています。（55頁参照）
- HS番号は「輸出統計品目表」（日本における輸出申告で使用）、または「実行関税率表」（日本における輸入申告で使用）で調べることができます。
 注）実行関税率表に記載されている税率は日本への輸入に適用されるものです。
 - 税関HPホーム ⇒ 「輸出入の手続き」タブ ⇒ 1. 品目分類及び税率「輸出統計品目表」
 (https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm)
- HS番号（6桁まで）は世界共通、輸出・輸入共通ですが、税率は各国で異なります。

輸出統計品目表 検索画面（税関HP）

The screenshot shows the '輸出統計品目表' (Export Statistical Code Table) search interface. On the left, there is a classification tree with '第21類 各種の調製食品' (Class 21: Various prepared foodstuffs) highlighted in yellow. The main table on the right lists statistical codes and their descriptions. A red box highlights the entry for '2103.03' (Sauces, etc.), and a blue box highlights the entry for '2103.90' (Others).

統計番号 Statistical code		品名 Description
番号		
2103		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
2103.10	000	— 醤油
2103.20	000	— トマトケチャップその他のトマトソース
2103.30	000	— マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
2103.90		— その他のもの
	100	--- 味噌
	200	--- インスタントカレーその他のカレー調製品
	300	--- ウスターソースその他これに類する物品

輸出貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸出貨物のHS番号を特定



2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認

製品が原産品
であることを確認すること

4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 製造工程を確認
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認
- 3 品目別原産地規則を満たさない材料が含まれているときは

5. 輸出面での原産地手続

- 1 原産品申告書を作成
- 2 証明資料を保存

輸入国税関に対して
製品が原産品であることを
申告すること

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

1.

2. EPA税率が設定されているかを確認

3.

4.

5.

6.

7.

2 輸出する産品にEPA税率が設定されているかを確認します。

輸出相手国におけるEPA税率の確認方法（例）

① CPTPP 附属書2-D New Zealand Tariff Schedule

➤ 原産地規則ポータルから

ホームー協定・制度別情報 - TPP11 (CPTPP) / TPP11 (CPTPP) - 参考 - 相手国側譲許表 /
EPA相手国側譲許表 (関税率表) - ニュージーランド - 相手国側譲許表 (附属書2-D) /

(リンク先) ニュージーランド外務貿易省HP CPTPP text and resources - Annexes to the Chapters -
2-D.New Zealand Tariff Schedule (PDF)

② FTA Tariff Finder (ニュージーランド外務貿易省 自由貿易協定関税検索サイト)

(<https://www.tariff-finder.govt.nz>)

➤ 原産地規則ポータルから

ホームー協定・制度別情報 - TPP11 (CPTPP) / TPP11 (CPTPP) - 参考 - 相手国側譲許表 /
EPA相手国側譲許表 (関税率表) - ニュージーランド - 参考 (相手国税率検索サイトまたは税関HP) ※

※ 現在更新作業中 7月中掲載予定

原産地規則ポータル (57頁参照)

(<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>)

③ ジェトロHP World Tariff

ジェトロ 世界各国の関税率

検索

(<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>)

World Tariffのユーザー登録が必要です。ジェトロHPからユーザーIDとパスワードが即時取得可能。
日本居住者は無料。

1.

2. EPA税率が設定されているかを確認

3.

4.

5.

6.

7.

② FTA Tariff Finder (ニュージーランド外務貿易省HP) で
サウザンアイランドドレッシング (HS番号第2103.90号) を検索

i. FTA Tariff Finder 検索画面

NEW ZEALAND
FOREIGN AFFAIRS & TRADE
Manatū Aorere

Tariff Finder

This tariff finder is designed to help goods exporters and importers maximise benefits from New Zealand's Free Trade Agreements (FTAs) and compare tariffs in more than 140 other international markets. Goods exporters and importers can use it to check the tariff rate for over 164 World Trade Organisation (WTO) members and observers. [more](#)

Tariff Search

Are you? Exporting , OR **Importing**

Which market?
 : In force : Not In Force
If a market is not found, please visit the agreements & relationships trade page of the MFAT web site.

Product description, enter the HS Code or a keyword
 Enter an HS Code or one or more keywords that describe your product.

FIND

ii. HS第2103.90号の情報一覧

Tariff Search

Are you? Exporting , OR **Importing**

Which market?
 : In force : Not In Force
If a market is not found, please visit the agreements & relationships trade page of the MFAT web site.

Product description, enter the HS Code or a keyword

FIND

Search results Clear search

We have found 1 tariffs that match your criteria for Importing Japan, 2103.90

- 21 MISCELLANEOUS EDIBLE PREPARATIONS ()
 - 2103 Sauces and preparations thereon, mixed condiments and mixed seasonings; mustard flour (1) and meal and prepared mustard:
 - 210390 Other (1)**
 - > 2103.90.00 Other

※画面の図はニュージーランド外務貿易省HPから引用

1.

2. EPA税率が設定されているかを確認

3.

4.

5.

6.

7.

iii. 日本からの輸入にかかるEPAごとの関税率表示

※画面の図はニュージーランド
外務貿易省HPから引用

The screenshot shows the 'Tariff Finder' interface for HS 2103.90.00 (MISCELLANEOUS EDIBLE PREPARATIONS). It compares MFN and FTA rates for CPTPP and RCEP. The CPTPP FTA rate is 1.00%, while the MFN rate is 5%. A callout box indicates that the CPTPP rate is 'In force' and the MFN rate is 'Not In Force'.

Agreement	Status	MFN Rate	FTA Rate
CPTPP	IN FORCE	5% (2020)	1.00%
RCEP	NOT IN FORCE	5% (2020)	Free from Year 10

WTO協定税率5%

CPTPP税率1.00%

: In force : Not In Force

HS第2103.90号の産品にCPTPP税率が設定されており、WTO協定税率より関税が削減されていることが確認できます。



適用されるEPAと税率 : CPTPP / 税率 1.00%

輸出貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認



3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認

製品が原産品
であることを確認すること

4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 製造工程を確認
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認
- 3 品目別原産地規則を満たさない材料が含まれているときは

5. 輸出面での原産地手続

- 1 原産品申告書を作成
- 2 証明資料を保存

輸入国税関に対して
製品が原産品であることを
申告すること

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

原産地規則における「原産材料」「非原産材料」

■ 原産材料

EPAの原産地基準を満たして原産品と認められる材料

- ・完全生産品
- ・原産材料のみから生産される産品
- ・品目別原産地規則を満たす産品（実質的変更基準を満たす産品）

■ 非原産材料

EPAの原産地基準を満たさず、原産品とされない材料（原産品としての資格を決定することができない材料を含む。）をいう。

例えば、

- ・非締約国から調達した材料
- ・締約国内で調達したが、どこで生産されたかわからない材料
- ・締約国内で生産されたが、EPAの原産地基準を満たさない、又は満たしているか不明な材料
- ・原産地不明の材料

□ CPTPP第3.1条 定義

「非原産品」又は「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない産品又は材料をいう。
「原産品」又は「原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされる産品又は材料をいう。

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

7.

3-1 協定に定める原産品の要件を確認します。

- CPTPP税率は、「原産品」に対して適用されます（第2・4条）。
- 協定上「原産品」と認められるのは以下の要件を満たす製品です。

【第3・2条 原産品】

- 1 各締約国は、この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの製品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める。
 - (a) 一又は二以上の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される製品であって、次条（完全に得られ、又は生産される製品）に定めるもの
 - (b) 一又は二以上の締約国の領域において**原産材料**のみから完全に生産される製品
 - (c) 一又は二以上の締約国の領域において**非原産材料**を使用して完全に生産される製品であって、附属書3-D（品目別原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たすもの



使った材料が原産材料か非原産材料かによって、原産品の要件が変わるんですね。

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

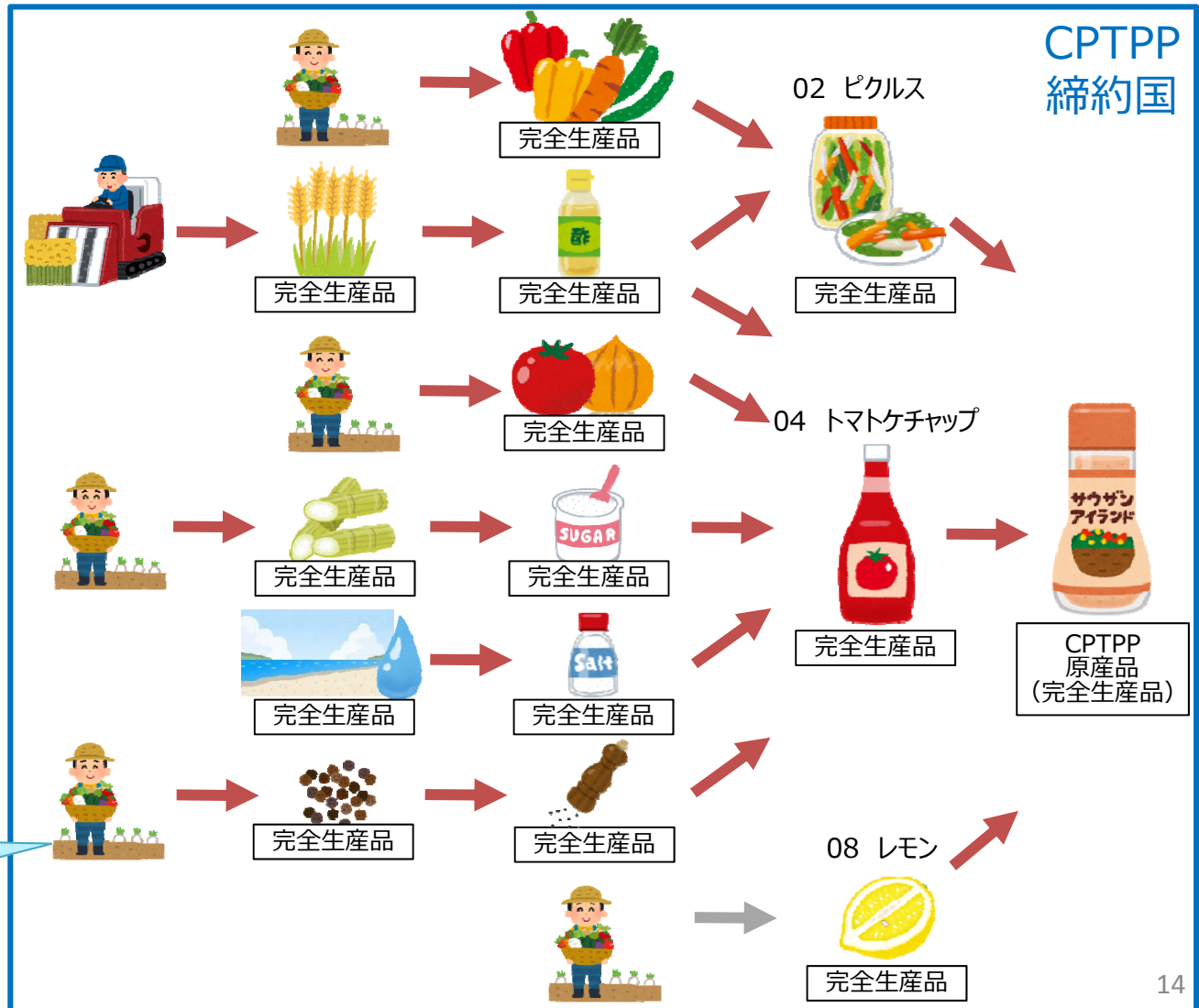
7.

CPTPPの原産品の要件 (a)~(c)

(a) 一又は二以上の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であつて、次条（完全に得られ、又は生産される産品）に定めるもの = 完全生産品

サウザンアイランドドレッシングの例
(原材料から一部抜粋)

- 01 植物性油
- 02 ピクルス**
- 03 ぶどう糖
- 04 トマトケチャップ**
- 05 醸造酢
- 06 食塩
- 07 卵黄
- 08 レモン**
- 09 ウスターソース
- 10 でん粉
- 11 香辛料



CPTPP
締約国

製品の生産がどこまで遡っても
締約国で完結している。

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

7.

CPTPPの原産品の要件 (a)~(c)

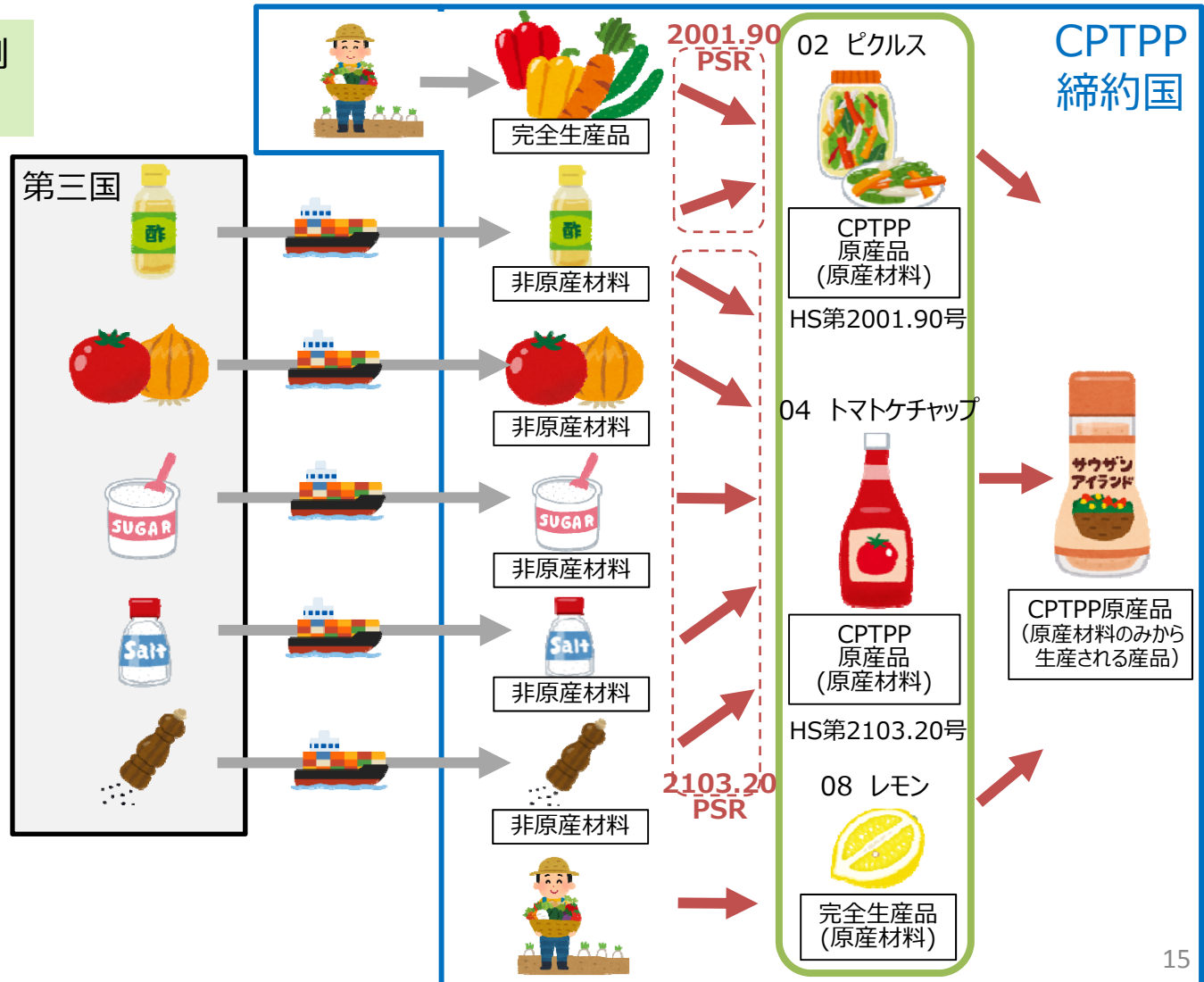
(b) 一又は二以上の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産される製品

生産に直接使用される材料はすべて「その国の原産品」だが、材料の材料に遡るとそれ以外の材料が使用されている。

サウザンアイランドドレッシングの例
(原材料から一部抜粋)

- 01 植物性油
- 02 **ピクルス**
- 03 ぶどう糖
- 04 **トマトケチャップ**
- 05 醸造酢
- 06 食塩
- 07 卵黄
- 08 **レモン**
- 09 ウスターソース
- 10 でん粉
- 11 香辛料

全ての直接使用される材料が原産品。



1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

7.

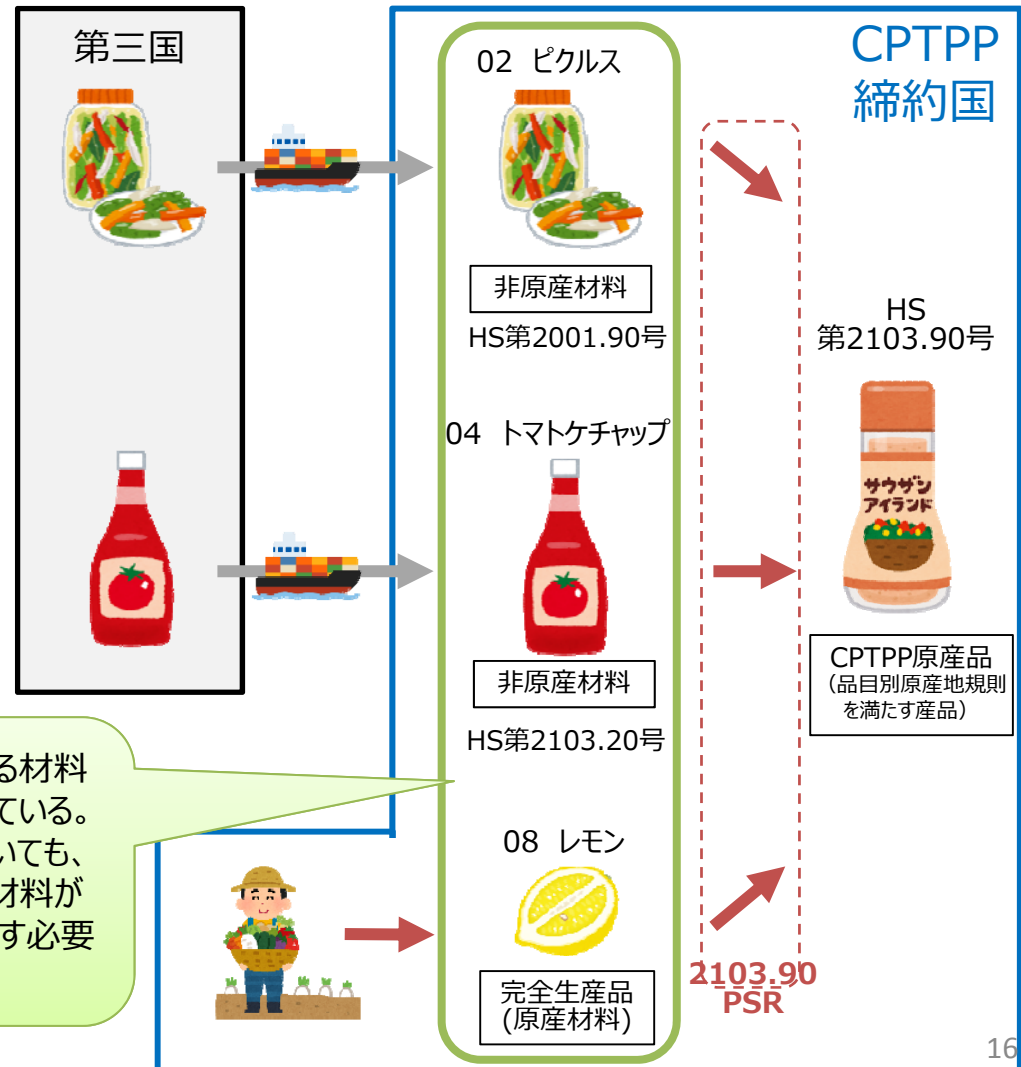
CPTPPの原産品の要件 (a)~(c)

(c) 一又は二以上の締約国の領域において**非原産材料**を使用して完全に生産される産品であって、**附属書3-D (品目別原産地規則)**に定める全ての関連する要件を満たすもの

非原産材料を使用した場合であっても、最終産品が元の材料から大きく変化している場合には、原産品と認めるという考え方。この**大きな変化**を「**実質的変更**」と呼ぶこともある。
品目別原産地規則は品目分類番号 (HS番号) ごとに定められている。

サウザンアイランドドレッシングの例 (原材料から一部抜粋)

- 01 植物性油
- 02 ピクルス**
- 03 ぶどう糖
- 04 トマトケチャップ**
- 05 醸造酢
- 06 食塩
- 07 卵黄
- 08 レモン**
- 09 ウスターソース
- 10 でん粉
- 11 香辛料



生産に直接使用される材料に非原産品が使われている。原産材料が含まれていても、他に一つでも非原産材料があれば要件(c)を満たす必要がある。

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

7.

3-2 日本において製品の製造に使用した材料の産地情報を確認します。

■ 産品：サウザンアイランドドレッシング

□ 製造工程：日本国内工場にて下記原材料を使用して生産

- 原材料：01 植物性油 …… 中国からの輸入品
- 02 ピクルス …… 国内サプライヤーが製造
- 03 ぶどう糖 …… 韓国からの輸入品
- 04 トマトケチャップ …… タイからの輸入品
- 05 醸造酢 …… 国内サプライヤーから購入
- 06 食塩 …… 中国からの輸入品
- 07 卵黄 …… 国内サプライヤーから購入
- 08 レモン …… アメリカからの輸入品
- 09 ウスターソース …… ベトナムのサプライヤーが製造
- 10 でん粉 …… 中国からの輸入品
- 11 香辛料 …… 国内の複数のサプライヤーから調達 産地不明

02、09 締約国内で生産されたが、EPAの原産地基準を満たしているか不明な材料

05、07、11 締約国内で調達したが、どこで生産されたかわからない材料

**(とりあえず)
非原産材料
として扱う。**

その他の材料 締約国外から調達した材料 = **非原産材料**

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

7.

3-3 適用される原産品の要件を特定します。



CPTPPの原産品の要件（第3・2条）

各締約国は、この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める。

- (a) 一又は二以上の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条（完全に得られ、又は生産される産品）に定めるもの
- (b) 一又は二以上の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産される産品
- (c) **一又は二以上の締約国の領域において**非原産材料を使用して完全に**生産される産品**であって、**附属書3-D（品目別原産地規則）**に定める全ての関連する要件を満たすもの



非原産材料を使っているから(c)ですね。

このサウザンアイランドドレッシングには非原産材料が使用されてるので、CPTPPの原産品と認められるためには、**締約国の領域において生産され**、かつ、**附属書3-B（=品目別原産地規則）**に定める全ての関連する要件が満たされている必要があります。

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

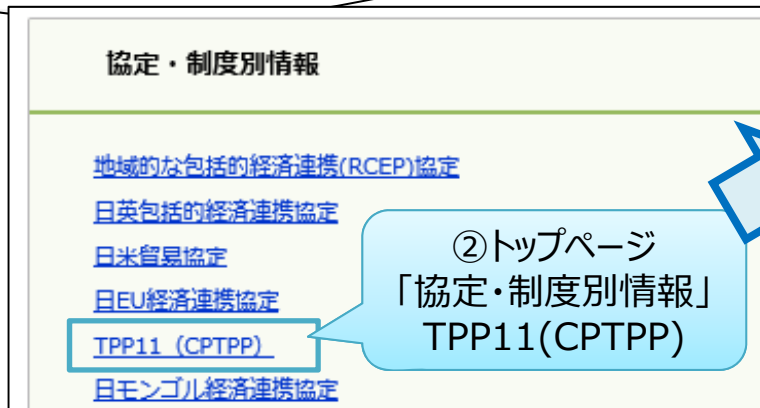
7.

3-4 附属書3-B「品目別原産地規則（PSR）」を確認します。

※日米貿易協定を除き、原産地規則は輸出面も輸入面も同じものが適用されます。

(例1) 税関HP 原産地規則ポータルで協定の規定を確認

原産地規則ポータル (57頁参照)
(<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>)



1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

7.

(例2) 税関HP 原産地規則ポータル「原産地規則の検索」を利用

原産地規則ポータル (57頁参照)
(<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>)

産品 = サウザンアイランドドレスिंगのHS番号 **HS2103.90** で検索

※2012年1月1日に改正された統一システム (HS) に拠ります。(附属書3-D第B節品目別原産地規則) (協定によってHSのバージョンが異なります。)

原産地規則ポータル

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

検索/Search リセット/Reset

経済連携協定 / EPAs

検索する経済連携協定を選択してください。同一枠内の協定は、複数選択が可能です。
Choose one or more EPA for your search. Two or more EPAs in the same box may be selected.

TPP11 (OPTPP) 協定 / Comprehensive and Progressive agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP)

品目 / Item

HSコード(上位6桁、ドットは入力しないでください。)
Please enter the HS Code (6 digit without a dot ()).

210390

HSコードはHSのバージョン(HS2002, HS2007, HS2012, HS2017など)によって異なります。各HSバージョンのHSコードは、実行関税率表と異なる場合があります。HSコードは異なるHSバージョンで異なる場合があります。(例: HS2002, HS2007, HS2012, HS2017) In order to check the HS Code, please refer to the HS Code in the Tariff Schedule of the respective HS version. (Link to Japan's Tariff Schedule)

品目名から品目別規則を検索する場合は、リンク先の一覧表にて確認してください。(経済連携協定の品目別原産地規則(一覧ページ)へ移動してください) In case you'd like to search the Product-Specific-Rules of Origin for each EPA by item description, please check each schedule in following link. (Link to Product-Specific Rules of Origin for EPA schedule)

選択した経済連携協定にないHSコードを入力した場合、検索結果は表示されません。
No matches would be found when an HS code which does not exist in the selected EPA is entered.

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

再検索 / New-Search

部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description
04	21			各種の調製食料品 Miscellaneous edible preparations
		2103		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード Sauces and preparations therefor, mixed condiments and mixed seasonings, mustard flour and meal and prepared mustard
			210390	その他のもの Other

協定 / EPAs	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(HS2012)	第二一〇三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は国内原産割合が(a)三十パーセント以上(繰上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第二一〇三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)	
Trans-Pacific Partnership (TPP) (HS2012)	No change in tariff classification required for a good of subheading 2103.90, provided there is a regional value content of not less than: (a) 30 per cent under the build-up method; or (b) 40 per cent under the build-down method.	

1.

2.

3. 適用される原産地規則を特定

4.

5.

6.

7.

二二〇三・九〇

CPTPP 附属書3-D 第B節 品目別原産地規則 和訳

 規則の読み方

- ① 第2103.90号の産品への他の号（※1）の材料からの変更 とは、
産品と全ての非原産材料のHS番号が6桁水準で変わっていれば、産品が
締約国の原産品と認められることを意味します。

（※1）「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の6桁をいう。（附属書3-D第A節1）

⇒ ①の基準は、関税分類変更基準と呼ばれます（23頁参照）。

- ② 域内原産割合が
(a)30パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)40パーセント以上（控除方式を用いる場合）とは、

以下の計算式を満たせば産品が締約国の原産品と認められることを意味します。

(a)積上げ方式

$$RVC = \frac{\text{VOM (一又は二以上の締約国の領域において産品の生産に使用される原産材料の価額)}}{\text{産品の価額 (※3)}} \times 100 \geq 30\%$$

(※2)

(b)控除方式

$$RVC = \frac{\text{産品の価額} - \text{VNM (産品の生産において使用される非原産材料 (※4) の価額)}}{\text{産品の価額 (※3)}} \times 100 \geq 40\%$$

(※2) 百分率で表示される産品の域内原産割合をいう。（第3・5条）

(※3) 産品の取引価額から当該産品の国際輸送に要する費用を除いたものをいう。（第3・1条）

(※4) 原産地不明の材料を含む。（第3・5条）

⇒ ②の基準は、付加価値基準と呼ばれます（23頁参照）。 21

21

第二二〇三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第二二〇三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

7.

CPTPPにおける HS第2103.90号の品目別原産地規則

- ① 第2103.90号の産品への他の号の材料からの変更又は、
- ② 域内原産割合が(a)30パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）
若しくは(b)40パーセント以上（控除方式を用いる場合）
であること（第2103.90号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

この意味は



・・・産品が原産品と認められるためには、

- ① 産品と生産に使用された全ての非原産材料のHS番号が6桁水準で変わっている必要がある。
- ② 産品の価額に占める、一又は二以上の締約国の領域において産品の生産に使用される原産材料の価額が、30パーセント以上である必要がある。
若しくは、産品の価額に占める、産品の価額から産品の生産において使用される非原産材料の価額を控除した額が、40パーセント以上である必要がある。

上記①又は②のいずれかを満たせばよい。

ということです。



これが、今回の産品に適用される原産地規則であり、
この条件が一又は二以上の締約国の領域における生産において
満たされる必要があります。



ステップ3
完了

品目別原産地規則を満たす産品（実質的変更基準を満たす産品）

我が国の多くの協定においては、品目別原産地規則は、品目毎に「関税分類変更基準」、「付加価値基準」、「加工工程基準」いずれかの考え方、あるいは、その組合せを採用しています。

関税分類変更基準

非原産品である材料の関税分類番号と、その材料から生産される産品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われ、産品は原産品と認められるとする考え方です。

（例）日EU・EPA HS第9001.90号-第9033.00号 品目別原産地規則のうち、
CTH（第96.20項の材料からの変更を除く。）

付加価値基準

締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上の場合に実質的変更が行われ、産品は原産品と認められるとする考え方です。

（例）日EU・EPA HS第9001.90号-第9033.00号 品目別原産地規則のうち、
MaxNOM50パーセント（EXW）又は RVC55パーセント（FOB）

加工工程基準

締約国で、特定の加工工程（例えば、化学反応、蒸留、精製等）が施されれば実質的変更が行われ、産品は原産品と認められるとする考え方です。

（例）日EU・EPA HS第62.05項 品目別原産地規則
製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又は
なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。

輸出貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認

製品が原産品
であることを確認すること

4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 製造工程を確認
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認
- 3 品目別原産地規則を満たさない材料が含まれているときは

輸入国税関に対して
製品が原産品であることを
申告すること

5. 輸出面での原産地手続

- 1 原産品申告書を作成
- 2 証明資料を保存

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応



1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

7.



では、①の「**第2103.90号の産品への他の号の材料からの変更**」の方を確認してみます。

■ 確認のためのおさらい

- 産品： サウザンアイランドドレッシング
- HS番号 = 第2103.90号
- 適用する原産地規則 原産品と認められるための条件のうち、①（P20再掲）

一又は二以上の締約国の領域における生産において、産品と生産に使用された非原産材料のHS番号が6桁水準で変わっている必要がある。



締約国における生産において使われた材料のうち、産品のHS番号6桁**第2103.90号**に分類されるもの以外は、**原産地不明の材料**であっても原産品と認められるということ。

この品目別原産地規則を満たすかを確認するためには、**全ての**非原産材料について、HS番号を確認する必要があります。

1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

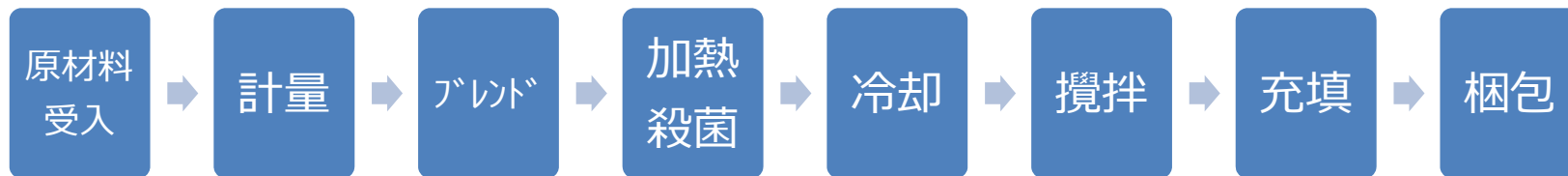
7.

4-1 製造工程を確認

■ 産品：サウザンアイランドドレッシング

□ 製造工程：日本国内で下記材料を使用して製造

仕様書、製造工程表等
の書類で確認



□ 原材料：01 植物性油、02 ピクルス、03 ぶどう糖、04 トマトケチャップ
05 醸造酢、06 食塩、07 卵黄、08 レモン、09 ウスターソース
10 でん粉、11 香辛料

□ 製造場所：芝浦税関食品本社工場（東京都港区海岸2-7-68）



サウザンアイランドドレッシングが、CPTPP締約国である日本において、上記原材料を使用して生産されていることがわかります。

上記製造工程の一部が非締約国で行われている場合は、CPTPPの第3・2条(c)の「**一又は二以上の締約国の領域において（中略）生産される産品**」の要件を満たさないこととなります。

4-2 全ての材料について品目別原産地規則を満たすかを確認

原産材料であると認めるためには、その材料が原産地規則を満たしていることを確認する必要があります。非原産材料の場合は、産地情報等は不要です（12頁参照）。

今回の製品については、材料のHS番号が**第2103.90号以外**であれば、**材料は非原産でOK**ということですから、まずは全ての材料を非原産材料であると仮定してHSを確認するのが効率的です。

日本における生産に使われた原材料のHS番号を確認します。

総材料表等の書類で確認



□ 原材料	01 植物性油	...	第15類
	02 ピクルス	...	第20類
	03 ぶどう糖	...	第17類
	04 トマトケチャップ	...	第2103.20号
	05 醸造酢	...	第22類
	06 食塩	...	第25類
	07 卵黄	...	第04類
	08 レモン	...	第08類
	09 ウスターソース	...	第2103.90号
	10 でん粉	...	第11類
	11 香辛料	...	第09類

全ての材料について、HS番号 6 桁の情報が
必要なわけではありません。

原材料09以外は、
第2103.90号ではない。

原材料09以外の材料
は関税分類変更の要件
を満たす。



原材料09は、第2103.90号



関税分類変更の要件を満たさない。



1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

7.

4-3 品目別原産地規則を満たさない材料が含まれているときは・・・



今回は、次の三つの選択肢の適用が検討可能です。

- **選択肢 1** 関税分類の変更の要件を満たさない材料が、**僅少の非原産材料（デミニマス）**の基準を満たすかを確認する。

CPTPPでは、関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料を使用している場合、その使用がわずかな場合には、その製品は締約国の原産品と認められます。

※日EU・EPAには「許容限度（トランス）」という同様の規定が存在します。

- **選択肢 2** 関税分類の変更の要件を満たさない材料が、**原産材料**と認められるかを確認する。

CPTPPにおいて、関税分類の変更の要件は非原産材料についてのみ適用されるため、**原産材料**であれば、関税分類の変更の要件を満たす必要はありません。

- **選択肢 3** 品目別原産地規則を満たさない材料の**生産が累積の規定**を満たすかを確認する。

CPTPPでは、一又は二以上の締約国の領域における生産において品目別原産地規則を満たせばよいので、規則を満たさない材料の生産が他の締約国で行われている場合、その生産を考慮に入れることができます。

➤ **選択肢 1 関税分類の変更の要件を満たさない材料が、僅少の非原産材料 (デミニマス) の基準を満たすかを確認する。**



CPTPP 第3・11条 僅少の非原産材料

価額ベース
10%以下

各締約国は、附属書3-C（第3・11条（僅少の非原産材料）の規定の例外）に規定する場合を除くほか、**産品が附属書3-D（品目別原産地規則）に定める適用可能な関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料を含む場合であっても、当該産品に含まれる全ての当該非原産材料の価額が当該産品の価額（第3・1条（定義）に定めるもの）の10パーセントを超えず、かつ、当該産品がこの章に規定する他の全ての関連する要件を満たすときは、当該産品を原産品とすることを定める。**

※繊維又は繊維製品には当該規定の代わりに第4・2条が適用されます。

HS第2103.90号の非原産材料は、附属書3-Cの例外に該当しません（次頁参照）。

価額情報を確認して、計算します。

ウスターソース輸入時のインボイス、
サウザンアイランドドレッシングの仕様書、製造工程表
等で確認

- 産品： サウザンアイランドドレッシング
1本 180ml
価額 FOB @130JPY

$$\frac{200\text{円} \div 1,000\text{ml} \times 10\text{ml}}{130\text{円}} \times 100 = 1.5\% \leq 10\%$$

- 原材料09：ウスターソース
1,000ml
輸入時価額 CIF @200JPY
産品1本当たり使用量 10ml

原材料09は僅少の非原産材料の基準を満たします。

よって、産品「サウザンアイランドドレッシング」は
原産地規則を満たし、CPTPP原産品と認められます



解 説

CPTPP 僅少の非原産材料（デミニマス）

【基準】 関税分類変更基準が適用される產品にのみ適用され、原則として產品の価額の10%以下。
ただし、繊維製品の場合、原則として当該產品の重量の10%以下。

例外：CPTPP原産地規則章附属書3-Cにおいて、僅少の非原産材料の規定を適用しない材料等を規定。

適用できない非原産材料	適用できない生産
第04.01項～第04.06項	第04.01項から第04.06項までの各項の產品の生産 (第0402.10号から第0402.29号までの各号又は第0406.30号の產品を除く。)
第1901.90号又は第2106.90号の酪農調製品 (乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。)	(注) 第0402.10号から第0402.29号までの各号の粉乳又は第0406.30号のプロセスチーズで、第3.11条の僅少の非原産材料の規定を適用した結果原產品としての資格を得るものを使う場合は、原産材料とする。
第04.01項～第04.06項	以下の產品の生産 1. 第1901.10号の育児食用の調製品 (乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。) 2. 第1901.20号の混合物及び練り生地(乳脂肪の含有量が乾燥状態において全重量の25%を超えるもの限り、小売用にしたものを除く。) 3. 第1901.90号又は第2106.90号の酪農調製品(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。)
第1901.90号の酪農調製品 (乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。)	4. 第21.05項の產品 5. 第2202.90号の飲料(ミルクを含有するものに限る。) 6. 第2309.90号の飼料(乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の10%を超えるものに限る。)
第08.05項	以下の產品の生産
第2009.11号～第2009.39号	1. 第2009.11号から第2009.39号までの各号の產品 2. 第2106.90号又は第2202.90号の単一の果実若しくは野菜を使用したジュース(ミネラル又はビタミンを加えたもの限り、濃縮したものかどうかを問わない。)
第15類	第15.07項、第15.08項、第15.12項又は第15.14項の產品の生産
第8類の桃、梨又はあんず	第20.08項の產品の生産
第20類の桃、梨又はあんずの調製品	

- 1.
- 2.
- 3.
4. 原産地規則を満たすかを確認
- 5.
- 6.
- 7.



ちなみに、他の選択肢はどうやって確認したらいいですか？

➤ **選択肢2** 関税分類の変更の要件を満たさない材料が、**原産材料**と認められるかを確認する。

CPTPPにおいて、関税分類の変更の要件は非原産材料についてのみ適用されるため、**原産材料であれば**、関税分類の変更の要件を満たす必要はありません。
(附属書3-D 第A節 2及び3)

(17頁再掲) 3-2 日本において製品の製造に使用した材料の**産地情報**

□ 原材料：

09 ウスターソース  ... ベトナムのサプライヤーが製造

ベトナムは
CPTPP締約国



ウスターソースは締約国であるベトナムのサプライヤーが製造しているから、CPTPPの原産材料ってことでもいいのかな。



重要！ 締約国で生産された事実だけでは、原産材料とは認められません。

1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

7.

■ 原産材料とは（12頁再掲）

EPAの原産地基準を満たして原産品と認められる材料

- ・完全生産品
- ・原産材料のみから生産される産品
- ・品目別原産地規則を満たす産品（実質的変更基準を満たす産品）



品目別原産地規則を満たさない原材料が原産品と認められるかは、ステップ3と4で確認する必要があります。

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

産品が原産品
であることを確認すること


3. 適用される原産地規則を特定

材料09ウスターソースのHS番号はサウザンアイランドドレッシングと同じ**第2103.90号**なので、適用される品目別原産地規則もサウザンアイランドドレッシングと同じです（22頁参照）。



では、サウザンアイランドドレッシングと同様に
「第2103.90号の産品への他の号の材料からの変更」
の方を確認してみましょう。

4. 原産地規則を満たすかを確認

 原材料09ウスターソースのサプライヤー（ベトナム）に必要な情報を確認します。

ウスターソース輸入時のインボイス、
 サプライヤーから提供を受けたウスターソース生産にかかる総材料表・製造工程表等の書類で確認



■ 原材料09 ウスターソース … 第2103.90号

□ 製造工程 ベトナム国内（ホーチミン市）の工場で、下記原材料を使用して以下の工程で製造

①



- 原材料
 - 野菜（トマト、たまねぎ、にんじん） … 第07類
 - 果実（りんご、レモン、プルーン） … 第08類
 - 醸造酢 … 第22類
 - 砂糖 … 第17類
 - 塩 … 第25類
 - 香辛料 … 第09類

第2103.90号ではない。

②

□ その他 ベトナムから日本へ直送



- ① = ウスターソースが、CPTPP締約国であるベトナムにおいて生産されています。
- ② = **第2103.90号の製品への他の号の材料からの変更**を満たしています。



原材料09ウスターソースは、**原産材料と認められます。**
 よって、**製品「サウザンアイランドドレッシング」は原産地規則を満たし、CPTPP原産品と認められます。**

- 1.
- 2.
- 3.
- 4. 原産地規則を満たすかを確認
- 5.
- 6.
- 7.

➤ **選択肢3 品目別原産地規則を満たさない材料の生産が累積の規定を満たすかを確認する。**

CPTPPでは、一又は二以上の締約国の領域における生産において品目別原産地規則を満たせばよいので、規則を満たさない材料の生産が他の締約国で行われている場合、その生産を考慮に入れることができます。

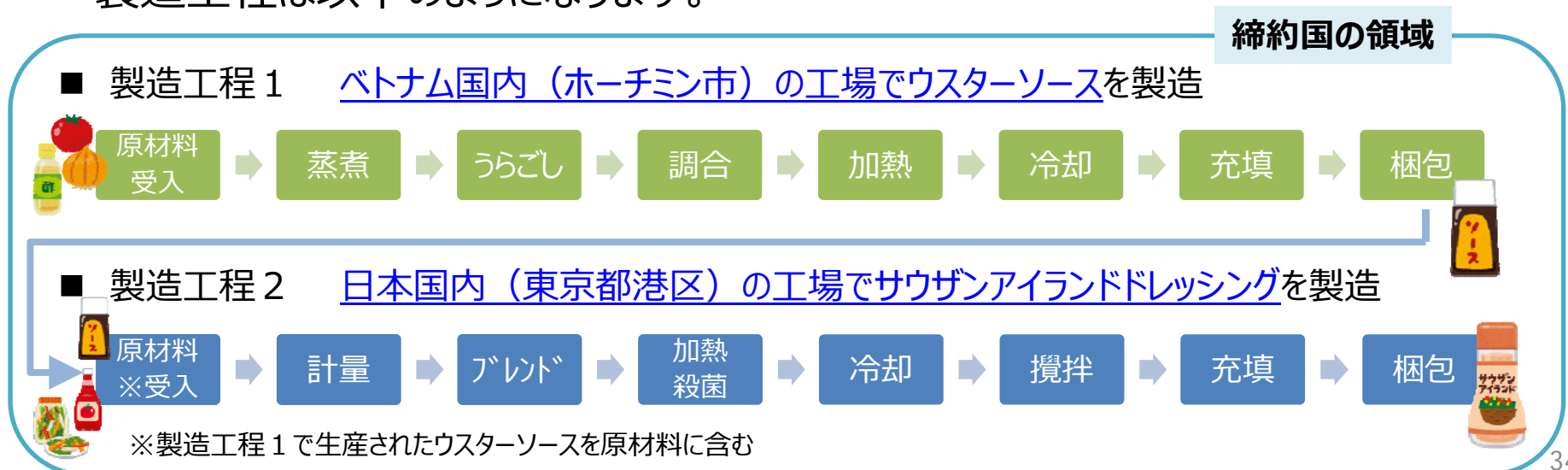


CPTPP 第3・10条 累積

- 1 各締約国は、産品が一又は二以上の締約国の領域において一又は二以上の生産者によって生産される場合には、当該産品が原産品であることを定める。ただし、当該産品が第3・2条（原産品）に定める要件及びこの章に規定する他の全ての関連する要件を満たす場合に限る。



26頁・33頁の情報から、CPTPP締約国におけるサウザンアイランドドレッシングの製造工程は以下のようになります。



1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

7.



前頁の製造工程で生産されるサウザンアイランドドレッシングが、HS第2103.90号の品目別原産地規則のうち「**第2103.90号の製品への他の号の材料からの変更を満たすか**」を確認してみます。

前頁の生産に使われた原材料は以下のとおりです。

□ 原材料	01	植物性油	…	第15類
	02	ピクルス	…	第20類
	03	ぶどう糖	…	第17類
	04	トマトケチャップ	…	第2103.20号
	05	醸造酢	…	第22類
	06	食塩	…	第25類
	07	卵黄	…	第04類
	08	レモン	…	第08類
	09	ウスターソースの原材料		
		野菜 (トマト、たまねぎ、にんじん)	…	第07類
		果実 (りんご、レモン、プルーン)	…	第08類
		醸造酢	…	第22類
		砂糖	…	第17類
		塩	…	第25類
		香辛料	…	第09類
	10	でん粉	…	第11類
	11	香辛料	…	第09類

ベトナムでの生産
の材料

第2103.90号
ではない。



全材料が関税分類の変更の要件を満たします。

よって、製品「サウザンアイランドドレッシング」は原産地規則を満たし、CPTPP原産品と認められます。

1.

2.

3.

4. 原産地規則を満たすかを確認

5.

6.

7.

ステップ4のまとめ

- 産品：サウザンアイランドドレッシング
- 適用した原産地規則

CPTPP原産品であることが
確認できました。



CPTPP第2103.90号 品目別原産地規則のうち、
第2103.90号の産品への他の号の材料からの変更（関税分類の変更の要件）

□ 上記原産地規則を満たすかの確認内容

● 原材料について

01 植物性油	… 第15類
02 ピクルス	… 第20類
03 ぶどう糖	… 第17類
04 トマトケチャップ	… 第2103.20号
05 醸造酢	… 第22類
06 食塩	… 第25類
07 卵黄	… 第04類
08 レモン	… 第08類
10 でん粉	… 第11類
11 香辛料	… 第09類

☞ 09以外は、第2103.90号ではない。
よって、09以外の原材料は「第2103.90号の産品
への他の号の材料からの変更」を満たす。

デミニマス

09 ウスターソース … 第2103.90号

☞ 「第2103.90号の産品への他の号の材料からの
変更」を満たさないが、**僅少の非原産材料の基準
を満たす**（選択肢1の場合）。

● 製造工程について

日本国内（東京都）工場において、上記原材料を使って最終産品が製造されている。

☞ 締約国の領域において、上記原材料を使用して生産されている。

ステップ4
完了

解 説

今回選択しなかった品目別原産地規則について（21頁参照）

- ② 域内原産割合が (a)30パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)40パーセント以上（控除方式を用いる場合）を満たすかの確認。

製品の価額 (FOB) 130JPY

非原産材料価額 (CIF)	原産材料の価額	労務費	製造経費	利益	その他	国内運賃
---------------	---------	-----	------	----	-----	------

- 非締約国から調達した材料
- 締約国内で調達したが、どこで生産されたかわからない材料
- 締約国内で生産されたが、EPAの原産地基準を満たさない、又は満たしているか不明な材料
- 原産地不明の材料

(b) 価額情報が必要

協定上の原産品と認められる材料

そのうちウスターソースは
 $200\text{JPY} \div 1,000\text{ml} \times 10\text{ml} = 2\text{JPY}$

締約国で
付加された価値

(a) 価額情報と材料が原産品と認められることの確認が必要

サウザンアイランドドレッシングが原産品と認められるためには、以下の計算式を満たす必要があります。

(a) 積上げ方式

$$\text{域内原産割合} = \frac{\text{原産材料の価額}}{\text{製品の価額 } 130\text{JPY}} \times 100 \geq 30\%$$

(b) 控除方式

$$\text{域内原産割合} = \frac{\text{製品の価額 } 130\text{JPY} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額 } 130\text{JPY}} \times 100 \geq 40\%$$

輸出貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認

製品が原産品
であることを確認すること

4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 製造工程を確認
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認
- 3 品目別原産地規則を満たさない材料が含まれているときは

輸入国税関に対して
製品が原産品であることを
申告すること



5. 輸出面での原産地手続

- 1 原産品申告書を作成
- 2 証明資料を保存

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

1.

2.

3.

4.

5. 輸出面での原産地手続

6.

7.

CPTPPの関税上の特惠待遇を要求するためには、生産者、輸出者又は輸入者のうちいずれかが原産品申告書を作成する必要があります（※）。



第3・20条 特惠待遇の要求

- 1 各締約国は、附属書3-A（その他の制度）に別段の定めがある場合を除くほか、**輸出者、生産者又は輸入者によって作成された原産地証明書**に基づき、当該輸入者が関税上の特惠待遇の要求を行うことができることを定める。



第3・21条 原産地証明書の根拠

- 1 各締約国は、**生産者**が産品が原産品であることを証明する場合には、当該産品が原産品であることについての当該生産者が有する情報に基づいて原産地証明書が作成されることを定める。
- 2 各締約国は、輸出者が産品の生産者でない場合には、当該産品の**輸出者**が次のいずれかに基づいて原産地証明書を作成することができることを定める。
 - (a) 当該産品が原産品であることについての輸出者が有する情報
 - (b) 当該産品が原産品であることについての生産者が有する情報に対する合理的な信頼
- 3 各締約国は、産品の**輸入者**が次のいずれかに基づいて原産地証明書を作成することができることを定める。
 - (a) 当該産品が原産品であることについての輸入者が有する情報
 - (b) 当該産品が原産品であることについての輸出者又は生産者から提供された裏付けとなる書類に対する合理的な信頼

（※）ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー及びベトナムについては、輸入者による自己申告は、それぞれの国においてCPTPPが効力を生じる日から5年以内に実施。

1.

2.

3.

4.

5. 輸出面での原産地手続

6.

7.



原産品申告書は、生産者が作成してもいいし、取引先の輸出者や輸入者に原産品であることの情報を提供して作成を依頼することもできるんですね。

ところで、原産品申告書を作成する者には、どんな責任が生じますか？

CPTPPにおいては、原産品申告書を作成する輸出者・生産者に関して以下の規定があります。

- ❑ 原産品申告書を作成する輸出者又は生産者は、当該申告書の情報が真正かつ正確であることを誓約する必要があります。（附属書3-B）。→41頁
- ❑ 原産品申告書を提供した輸出者又は生産者は、申告書作成日から5年間、産品が原産品であることを示すための必要な全ての記録を保管する義務があります（第3・26条）。→45頁
- ❑ 輸入国税関が事後に産品が原産品であることの確認（検証）を行った場合、原産品申告書を作成した輸出者又は生産者は、情報提供要請等に応じる必要があります（第3・27条）。→50頁

この産品の「原産品であることの情報」には営業秘密が含まれますので、取引先の輸出者や輸入者に情報を提供するのではなく、生産者である自分が原産品申告書を作成したいと思います。



1.

2.

3.

4.

5. 輸出面での原産地手続

6.

7.

5-1 原産品申告書を作成

CPTPPの輸出者・生産者自己申告の原産品申告書は、以下のように作成します。（第3・20条）

- 所定の様式に従うことを要しない。
- 書面（電子的な手段を含む。）によるものである必要がある。
- CPTPP附属書3-B定められた一連の必要的記載事項を含めなくてはならない。
- 次のいずれかに適用することができる。
 - ・締約国の領域への製品の一回限りの輸送
 - ・原産地証明書に記載する12箇月を超えない期間における同一の製品の二回以上の輸送
- 英語で作成しない場合、輸入締約国は輸入者に対して自国の言語による翻訳文を提出するよう要求することができる。

【必要的記載事項（附属書3-Bから抜粋）】

1. 証明者が輸出者又は生産者のいずれであるかの記載
2. 証明者の氏名又は名称、住所（国名を含む。）、電子メールアドレス及び電話番号
3. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む。）、電子メールアドレス及び電話番号（輸出者が証明者でない場合に限る。証明者である生産者が承知しないときは要求されない。）
4. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む。）、電子メールアドレス及び電話番号（生産者が証明者でない場合に限る。複数いる場合には複数と記載するか又は一覧を提供する。秘匿である場合は、「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」と記載することが認められる。）
5. 判明している場合は輸入者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレス及び電話番号
6. 製品の品名及び統一システムの関税分類（6桁）
 - ・品名は原産地証明書の対象となる製品と関連付けるために十分なものとすべきである。
 - ・原産地証明書が製品の一回限りの輸送を対象とする場合において、判明しているときは、輸出に関連する仕入書の番号を記載する。
7. 原産性の基準
8. 包括的な期間（12箇月を超えない期間における同一の製品の二回以上の輸送を対象とする場合）
9. 正規の署名及び日付
10. 誓約

【参考】原産地規則ポータルで原産品申告書の様式見本（英語版）を入手
<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/C5292-3e.docx>



①原産地規則ポータル「原産地証明手続」タブ

(自己申告制度)
 日豪EPA、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPAでは、特惠税率の適用を受けるための方法として、輸入者、輸出者、生産者が自ら作成した、輸入貨物が原産品である旨の申告書を提出する方法（自己申告制度）が導入されています。

◆「自己申告制度」の利用

- 「自己申告制度」利用の手引きFAQ（2021年4月版）
- 日豪EPA～
 - 「自己申告制度」利用の手引き（2021年2月版）
- TPP11～
 - 「自己申告制度」利用の手引き（2021年2月版）
- 日EU・EPA～
 - 日EU・EPA自己申告及び確認の手引き（和文/英文）（2021年2月版）
 - EU制ガイドスについてはこちら
 - 日EU・EPA自己申告及び確認の手引き解説書（和文/英文）
 ※日EU・EPA発効1周年記念セミナーで使用した資料です。EU制講演資料についてはこちら（日本関税協会HP）
 - 日EU・EPAを利用した日本からEUへの輸出に関するお知らせ（国税庁法人番号公表記録）
- 日米貿易協定～
 - 日米貿易協定にかかる原産品申告書等の作成の手引き（2021年2月版）
- 日英EPA～
 - 日英EPA自己申告及び確認の手引き（2020年12月版）

※お知らせ（NACCSでの輸入申告上の留意点）

○原産品申告書等様式 *は様式見本

(1) 日豪EPA

- 日本での輸入時に使用
 - 原産品申告書*（和文Word/英文Word）
- 豪州での輸入時（日本からの輸出の際）に使用
 - Origin Certification Document*（英文Word）

(2) TPP

- 原産品申告書*（和文Word/英文Word）

(3) 日EU・EPA

②原産地証明手続ページ（自己申告制度）原産品申告書等様式(2)TPP 英文Word

③英文様式見本 Wordファイル

Certification of Origin
 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address.
 (This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)

2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address.
 (This field can be left blank if exporter and producer is the same company or person. If there are multiple producers, state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential may state "Available upon request by the importing authorities.")

3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address.
 (This field can be left blank if importer is unknown.)

No.	4. Description of goods. • Description of good(s). • Invoice number(s) (in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)	5. HS-tariff classification number. (6 digit, HS2012) of goods.	6. Origin criterion. (WO, PE, PSR); and Other (De Minimis, Accumulation), if applicable.

7. Blanket Period.
 (If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months.)

8. Other (any other applicable origin criterion or other indication).

9. Certification:
 I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

Date: _____

Name: _____

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document.
 Importer Exporter Producer

原産地規則ポータル（57頁参照）
<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

(注) CPTPPの原産品申告書は、様式は任意です。 42

1.

2.

3.

4.

5. 輸出面での原産地手続

6.

7.



必要的記載事項（附属書3-B）と 原産品申告書の作成例（1/2）

※様式見本上半分。吹き出しの番号は附属書3-B 必要的記載事項に対応しています。

Certification of Origin (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)			
1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if this certification is completed by producer.) Tokyo Customs Corporation 2-7-11, Aomi, Koto-ku, Tokyo, JAPAN +81-3-3599-XXXX XXXXXX@customs.co.jp			
2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address (This field can be left blank if exporter and producer is the same company or state "Various" or provide a list of producers. A person that wishes for this certification to be available upon request by the importing authorities.) Shibaura Customs Food Corporation 2-7-68, Kaigan, Minato-ku, Tokyo, JAPAN +81-3-3456-XXXX XXXXXX@shibaura customs.co.jp			
3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address (This field can be left blank if importer is unknown.) New Zealand Corporation XX Peterborough Street, Christchurch, New Zealand +64-3-XXX-XXXX XXXXXX@newzealand.nz.co			
No.	4. Description of goods	5. HS tariff classification number	6. Origin criterion
	• Description of good(s) • Invoice number(s)(in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)	(6 digit, HS2012) of goods	(WO, PE, PSR); and Other (<i>De Minimis</i> , <i>Accumulation</i>), if applicable
1	Thousand island dressings Invoice No. ABC012345, 2021.7.1	2103.90	PSR De Minimis

3. 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む。）、電子メールアドレス及び電話番号（輸出者が証明者でない場合に限る。証明者である生産者が承知しないときは要求されない。）

2. 証明者の氏名又は名称、住所（国名を含む。）、電子メールアドレス及び電話番号
 4. 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む。）、電子メールアドレス及び電話番号（生産者が証明者でない場合に限る。複数いる場合には複数と記載するか又は一覧を提供する。秘匿である場合は、「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」と記載することが認められる。）
 ※今回は生産者 = 証明者

5. 判明している場合は輸入者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレス及び電話番号

7. 原産性の基準

6. 製品の品名及び統一システムの関税分類（6桁）
 品名は原産品申告書の対象となる製品と関連付けるために十分なものとすべきである。原産品申告書が製品の一回限りの輸送を対象とする場合において、判明しているときは、輸出に関連する仕入書の番号を記載する。

1.

2.

3.

4.

5. 輸出面での原産地手続


6.

7.



必要的記載事項（附属書3-B）と 原産品申告書の作成例（2/2）

※様式見本上半分。吹き出しの番号は附属書3-B 必要的記載事項に対応しています。

7. Blanket Period (If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)			
8. Other (any other applicable origin criterion or other indication)			
9. Certification I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.			
Date <u>July 10, 2021</u>		9. 正規の署名及び日付	
Name <u></u>		1. 証明者が輸出者又は生産者のいずれであるかの記載	
Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document: <input type="checkbox"/> Importer <input type="checkbox"/> Exporter <input checked="" type="checkbox"/> Producer			
10. 誓約 私は、この文書に記載する産品が原産品であり、及びこの文書に含まれる情報が真正かつ正確であることを証明する。私は、そのような陳述を立証することに責任を負い、並びにこの証明書を裏付けるために必要な文書を保管し、及び要請に応じて提示し、又は確認のための訪問中に利用可能なものとするに同意する。			

1.

2.

3.

4.

5. 輸出面での原産地手続

6.

7.

5-2 証明資料を保存

CPTPP 日本における輸出者又は生産者の書類保存義務

原産品申告書を作成した日本の輸出者又は生産者は、CPTPP第3・26条及び経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成26年法律112号）第5条に基づき、原産品に関する書類を、作成の日から5年間（※）保存する必要があります。



CPTPP 第3・26条 記録の保管に関する義務

- 2 各締約国、原産地証明書を提供した自国の領域の生産者又は輸出者が、当該原産地証明書の作成の日から少なくとも5年間、当該輸出者又は生産者が提供した原産地証明書に記載した産品が原産品であることを示すために必要なすべての記載を保管することを定める。（後略）



経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律 第5条

本邦から締約国に輸出される産品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者は、当該物品に関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品申告書の作成の日から政令で定める期間、保存しなければならない。（後略）

原産品申告書
(写し)

契約書、仕入書、価格表、
総部品表、製造工程表 ほか、
貨物が原産品であることを示す
全ての記録

輸出者・生産者は全て保存

(※) 参考：日EU・EPA及び日英EPAは4年間 45

1.

2.

3.

4.

5. 輸出面での原産地手続

6.

7.

今回の例の場合は、
以下のような書類を保存しておく必要があると考えられます。



【例】

- ① サウザンアイランドドレッシングが日本で生産されたこと及び生産途中で非締約国に出していないことを確認できる資料
仕様書、製造工程表 等 (ステップ4-1 26頁)
 - ② サウザンアイランドドレッシングの全材料とそのHS番号が確認できる資料
総材料表 等 (ステップ4-2 27頁)
 - ③ (選択肢1の場合) 品目別原産地規則を満たさない材料であるウスターソースの価額が、僅少の非原産材料の基準「製品の価額の10パーセントを超えないこと」を満たすことを確認できる資料
ウスターソース輸入時のインボイス
サウザンアイランドドレッシングの仕様書、製造工程表等 (ステップ4-3 29頁)
- ※ (選択肢2、3の場合) 品目別原産地規則を満たさない材料であるウスターソースが原産材料と認められること、又はベトナムにおけるウスターソースの生産工程を考慮した場合にサウザンアイランドドレッシングが品目別原産地規則を満たすことがわかる資料
ウスターソース輸入時のインボイス、
サプライヤーから提供を受けたウスターソース生産にかかる総材料表・製造工程表等
(ステップ4-3 33頁)

検証 (50頁参照) の際、相手国税関に上記資料を提示する場合、英訳を求められる可能性があります。

ステップ^o5
完了



輸出貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認

製品が原産品
であることを確認すること

4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 製造工程を確認
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認
- 3 品目別原産地規則を満たさない材料が含まれているときは

5. 輸出面での原産地手続

- 1 原産品申告書を作成
- 2 証明資料を保存

輸入国税関に対して
製品が原産品であることを
申告すること



6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

1.

2.

3.

4.

5.

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7.

ステップ5で作成した原産品申告書は、
 特惠適用要求の際に輸入国税関に提出する必要があります。

HS番号の適用は世界共通、原産地規則の適用は締約国共通ですが、最終的には**輸入国税関が判断**します。EPA税率の確実な利用のために、輸出先税関における事前教示制度等の利用も御検討ください。

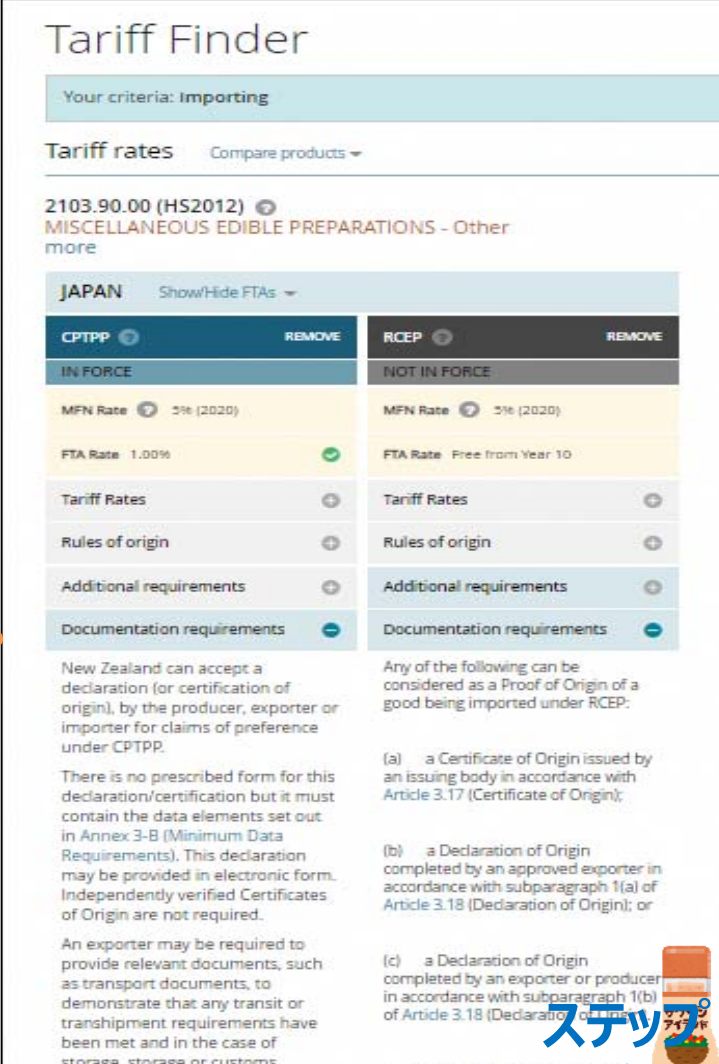
ニュージーランド側の手続書類についての説明は、FTA Tariff Finder（ニュージーランド外務貿易省 自由貿易協定関税検索サイト）にも掲載されています。

(<https://www.tariff-finder.govt.nz>) 

※画面の図はニュージーランド外務貿易省HPから引用

日本税関では、輸出貨物のEPA自己申告制度
 利用に関する御相談に応じております。

(54,55頁参照)



The screenshot shows the 'Tariff Finder' interface. It displays criteria for 'Importing' and shows tariff rates for '2103.90.00 (HS2012) MISCELLANEOUS EDIBLE PREPARATIONS - Other more'. It compares 'JAPAN' and 'RCEP' (Regional Comprehensive Economic Partnership). For JAPAN, the MFN Rate is 5% (2020) and the FTA Rate is 1.00%. For RCEP, the MFN Rate is 5% (2020) and the FTA Rate is 'Free from Year 10'. The interface also lists 'Tariff Rates', 'Rules of origin', 'Additional requirements', and 'Documentation requirements' for both regions.

ステップ6
 終了 

輸出貨物のEPA利用のステップ（目次）

1. 輸出貨物のHS番号を特定

2. EPA税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

- 1 原産品の要件を確認
- 2 材料の産地情報を確認
- 3 適用される原産品の要件を特定
- 4 「品目別原産地規則（PSR）」を確認

製品が原産品
であることを確認すること

4. 原産地規則を満たすかを確認

- 1 製造工程を確認
- 2 品目別原産地規則を満たすかを確認
- 3 品目別原産地規則を満たさない材料が含まれているときは

5. 輸出面での原産地手続

- 1 原産品申告書を作成
- 2 証明資料を保存

輸入国税関に対して
製品が原産品であることを
申告すること

6. 相手国におけるEPA税率の適用

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応



1.

2.

3.

4.

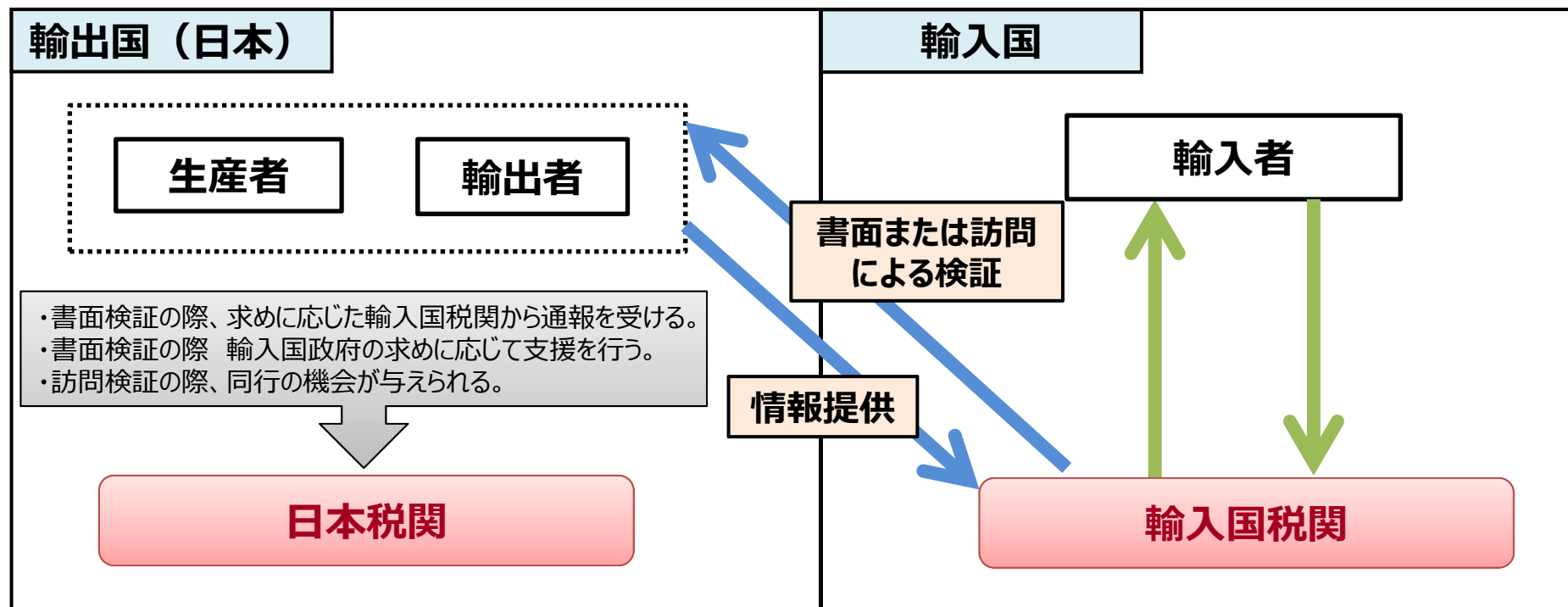
5.

6.

7. 必要に応じ相手国からの検証に対応

CPTPP 輸出貨物に対する検証（事後確認）

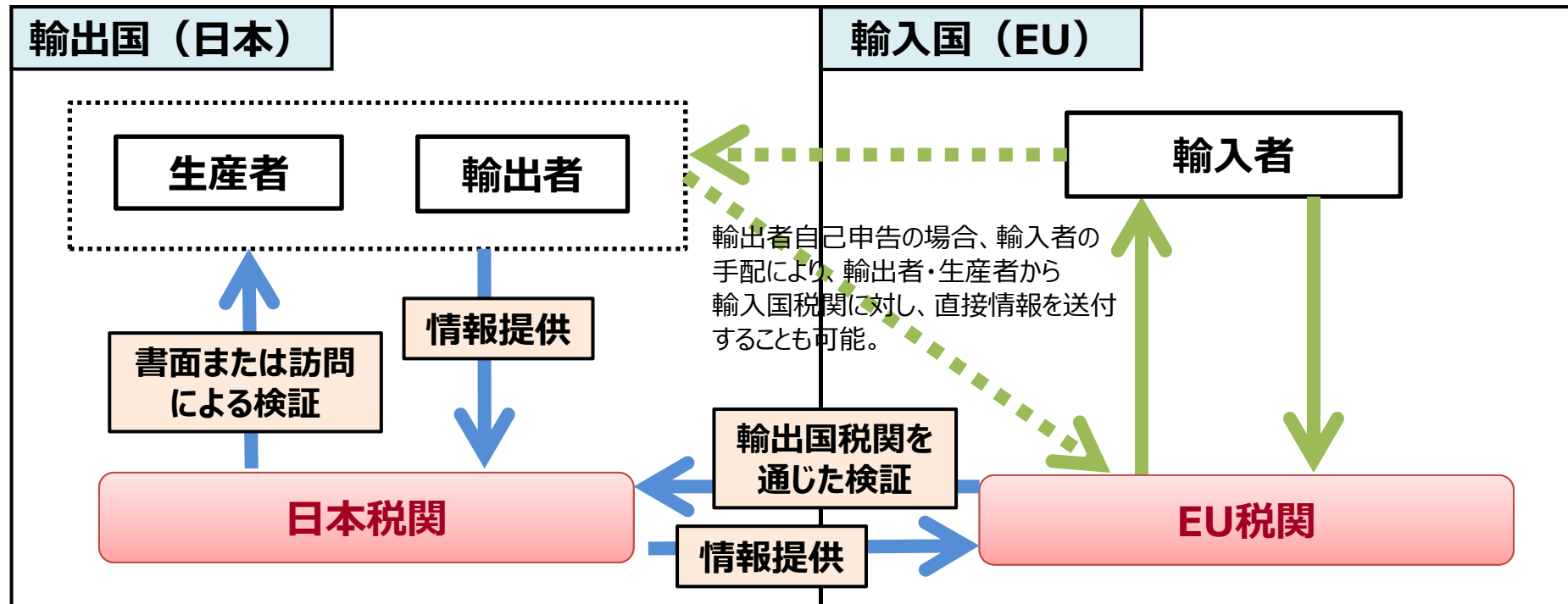
- CPTPPでは、輸出者又は生産者に対して行う原産性の確認（検証・事後確認）は、輸入国税関が輸出者又は生産者に対して直接実施します（直接検証）。
- 輸入国税関は、輸出者又は生産者に対し、文書による情報要請又は施設の訪問による確認を行います。
- 輸入国税関は、輸出者又は生産者自己申告について輸入者に対する書面検証を行った場合で、得られた情報が特惠待遇要求を裏付けるのに十分でないときは、輸出者又は生産者に対して情報の提供を要請します。
- 輸出者又は生産者から回答がない場合、及び十分な情報が提供されない場合は、輸入国税関でEPA税率の適用を否認される可能性があります。



【参考】日EU・EPA 輸出貨物に対する検証（事後確認）

- 日EU・EPAでは、輸入国税関が輸出者（又は生産者）に対して行う検証は、輸出国税関を通じて行われます（間接検証）。
- 輸入国税関は、輸入者に対する検証の後、貨物の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、輸出国税関に対して情報の提供を要請することができます。
- 輸出国税関は、輸出者に対して文書の要請又は施設の訪問による審査を要請します。
- 輸出国税関から回答がない場合、及び十分な情報が提供されない場合は、輸入国税関でEPA税率の適用を否認される可能性があります。

※ 日EU・EPAでは、輸入国税関から輸出国の輸出者・生産者に対する訪問検証は規定していません。



【参考】 EU税関当局から日本税関への情報提供要請について

日本から輸出されEPA税率を適用してEU側に輸入された貨物の原産性について、EU税関当局が事後確認（検証）を行う場合、まずはEU側輸入者に対して情報の提供が要求されます。

その後、輸出者自己申告の場合で追加の情報が必要であると判断されたときは、日本税関に対して協力要請が行われることとなります。

日本税関は、EU税関当局からの要請に基づき、原産地に関する申告文を作成した日本の輸出者・生産者に対し、貨物の原産品としての資格を確認するための情報の提供を求めます。

■ 事後確認の方法

EU税関当局の要請を受けた日本税関が、書面又は訪問により実施します。実施時の書面に情報提供要請対象の貨物及び確認内容が記載されます。

■ 情報の提供

情報提供要請対象の貨物が日本の原産品であるか否かを確認するため、生産に係る説明及び証明資料（契約書、仕入書、材料表、製造工程表など）の提出を求めます。

■ 回答期限

協定上、輸出国税関（日本税関）は、相手国税関当局からの要請から10か月以内に回答を行う必要があります。

解 説

■ 根拠法令

- 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律（平成26年法律112号）
主な関連規定：書類の保存（第5条）、資料の提出及び立入検査等（第7条）、
罰則（第11～13条）
- 日EU・EPA
主な関連規定：運用上の協力（第3・22条）、関税上の特惠待遇の否認（第3・24条）

■ 事後確認の結果

提出された情報及び回答書を基に、日本税関において貨物が原産品かどうかについての意見を作成し、EU税関当局へ提供します。ただし、原産品か否かの最終的な判断はEU税関当局が行います。

日本税関の回答等により、EU税関当局が当該貨物について日本の原産品であることを確認できた場合には、EU税関当局においてEPA税率の適用が是認されます。

一方、期限内に回答をしない場合や、提供された情報が原産品であることを確認するために十分でない場合には、EU税関当局により、EPA税率の適用が否認されることがあります。

自己申告制度に係る輸出貨物に対する事後確認についてのお問い合わせは、
下記へお願いいたします。

担当部門	メールアドレス
財務省・税関 EPA原産地センター (東京税関総括原産地調査官)	epa-roo-center2@customs.go.jp



ステップ7
終了



EPA原産地センターでは、EPAの**自己申告制度**を利用した**日本からの輸出**についての相談対応を行っています（対面、Web又はメール）。

■ 相談内容

日オーストラリア協定、CPTPP、日EU協定及び日英協定に係る自己申告制度を利用した**輸出申告**に係るもの

- （例）
- ・ 輸出する貨物が相手国でEPA税率を適用できる原産品となるか。
 - ・ 輸出をする際に原産品申告書を作成したいのですが、どのように作成すればよいか。
 - ・ 相手国からの事後確認に備えてどのような書類を備えておけばよいか。

■ 相談対象者

日本から貨物を輸出し、上記協定を利用して自己申告を行う方（輸出者、生産者）

■ ご利用方法

以下の事項を記載し、次頁記載のメールアドレスあてに送付ください。

- （1）ご連絡先（お名前・会社名、お電話番号等）
- （2）相談したい内容
- （3）相談希望日時（対面での相談をご希望の場合）

輸出のお問合せ

■ 担当

財務省・税関 EPA原産地センター
住所：東京都港区海岸2-7-68
電話：03-3456-2171 (※)

■ 相談受付メールアドレス

epa-roo-center2@customs.go.jp

(※) お電話でのご相談受付は承っておりませんので、
まずはメールでのご連絡をお願いいたします。



■ HS番号のみのご相談の場合

ご相談の内容が、輸出産品又は材料に係る品目分類（HS番号）についてのみの場合は、
各税関の関税鑑査官部門にお問い合わせ下さい。

➤ 品目分類・関税率についてのお問い合わせ先（関税鑑査官）

税関HP：<https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

上記相談による結果は、輸出先でのEPA税率の適用を保証するものではありません。
EPA税率の確実な利用のため、輸出先税関における事前教示制度の利用等をお勧めする
場合もございます。

【参考】 其他のお問合せ先

1. 輸出（及び輸入）の手続きやビジネス相談を含む実務の全般について

日本貿易振興機構（JETRO）

- 日本での問合せ先：
JETRO・EPA活用のための相談窓口 <https://jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/contact.html>
- 海外での問合せ先：
JETRO・EPAアドバイザー <https://jetro.go.jp/services/advisor/>

2. 申告の準備等の実務について

- 東京共同会計事務所 EPA相談デスク <https://epa-info.go.jp>

3. 協定の鉱工業品の関税・原産地規則などの内容について

- 経済産業省 通商政策局 経済連携課 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/contact/



税関HP 原産地規則ポータルのご案内

- 各EPAのご利用に際しては、税関HP 原産地規則ポータルを是非ご活用ください。
- 品目別原産地規則検索、自己申告制度の様式見本各種、協定条文などのほか、**EPA/GSP原産性に係る非違事例**もご紹介しています。

原産地規則ポータル <https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

このページの本文へ

原産地規則ポータル

文字サイズ +大きく 元に戻す -小さく

ホーム 原産地規則とは 協定・法令等 原産地証明

現在位置： [原産地規則ポータル](#) > 原産地規則とは

原産地規則とは

注意：このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります。

原産地規則とは、貨物の原産地(=物品の「国籍」)を決定するためのルールのことです。
「[原産地規則とは](#)」 [572kb,PDF]

関税政策等には、その適用・不適用が物品の原産地に依存する場合があります(例：一般特恵関税(経済連携協定)特惠関税、WTO協定税率、アンチ・ダンピング税率等)。この場合、[原産地決定マニュアル](#) [PDF] を用いて原産地を決定する必要があります。

- [「GSP原産地規則について」\(詳細版\)](#) [PDF]

(参考)

- [「EPA/GSPでの原産性に係る非違事例」](#) [PDF]

新着情報

- 05月18日 [地域的な包括的経済連携\(RCEP\)協定の業務説明会\(オンライン\)を開催しました](#)
- 04月30日 [原産地規則の概要等を更新しました](#)
- 04月30日 [自己申告制度利用の手引き~FAQ~を更新しました](#)
- 03月17日 [日インド包括的経済連携協定 原産地証明書について](#)

[過去の新着情報一覧](#)

ご清聴ありがとうございました。

